

(案の1)

閣郵委第※※号の1

平成30年※月※※日

金融庁長官

遠藤 俊英 殿

郵政民営化委員会

委員長 岩田 一政 印

郵政民営化法第120条第1項第8号及び第149条第1項第8号  
の規定に基づく内閣府令・総務省令案について（意見）

平成30年7月12日付け金総第5578号・総情貯第90号をもって意見を  
求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

標記については、当委員会に示された内容のとおり改正することが適当である。

(案の2)

閣郵委第※※号の2  
平成30年※月※※日

総務大臣  
野田 聖子 殿

郵政民営化委員会

委員長 岩田 一政 印



郵政民営化法第120条第1項第8号及び第149条第1項第8号  
の規定に基づく内閣府令・総務省令案について（意見）

平成30年7月12日付け金総第5578号・総情貯第90号をもって意見を  
求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

標記については、当委員会に示された内容のとおり改正することが適当である。